

那須塩原市地域防災計画【概要版】

令和6年度改訂

I 地域防災計画とは

◆地域防災計画の目的

那須塩原市地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる那須塩原市をつくることを目的として策定しており、市、消防、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

◆地域防災計画の構成

この計画は、計画全体の基本事項を示す総論と災害種別の計画で構成し、災害種別の計画は、平時の取組（予防）、災害時の対応（応急対策）、災害からの回復（復旧・復興）の3つの局面を基本としています。

編	主な内容
総 論	計画の目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等
風水害等対策編	洪水、土砂災害等の危険区域、警戒避難、被災者支援、インフラ復旧、復興体制
震災対策編	地震被害の想定、耐震化、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への対応
火災対策編	市街地火災や林野火災の予防、災害時の消防活動、荒廃した林野の復旧
火山災害対策編	活火山である那須岳、高原山の噴火に対する警戒避難、降灰対策など
原子力災害対策編	原子力災害事故発生時のモニタリング、避難、食品の安全や風評被害対策

2 災害危険性

◆地震

市の直下でマグニチュード 6.9 の地震が発生した場合、最大震度は6強で、建物の全壊・半壊が約8千棟、死者は最大で約 100 人、負傷者は約 1,600 人に上ると予測されています。

◆風水害

市内を流れる那珂川、余笹川、蛇尾川、熊川、百村川、箒川、鹿股川、シラン沢川、蕪中川、沢名川、今尾頭川、巻川、高野川は、洪水時の浸水想定区域が指定されており、想定最大規模の大雨でこれらの河川が氾濫した場合、概ね 3m 未満の深さの浸水が予測されています。

さらに、がけ崩れ、土石流、地すべりのおそれがある土砂災害警戒区域が 200 箇所以上指定されています。

◆火山災害

那須岳が大規模噴火を起こした場合、1 分程度で噴石が湯本地区まで、5 分以内に火砕流が火口から 7km の範囲に達するおそれがあります。

また、約 10 分で降灰が市街地へ達し、融雪型泥流が広谷地やりんどう湖付近まで達する可能性があります。



那須塩原市のハザードマップ
(災害危険区域等を確認できます。)

3 災害予防（災害への平時の備え）

◆防災意識の向上・防災意識の普及

災害を正しく恐れ、防災に関する正しい知識を持ち、的確な行動がとれるよう、ハザードマップの配布、防災士養成講座（右写真参照）による地域の防災リーダーの育成などを行っています。



◆自主防災組織の育成

自治会等を単位とした自主防災組織の運営の円滑化を図るため、市では防災資機材の購入や防災訓練等の活動費の補助を行っています。

◆食料等の備蓄

各家庭において最低3日分（推奨1週間分以上）の飲食料や生活用品を備蓄するよう、意識の啓発やノウハウの普及を図ります。

市においては、市役所、支所、公民館等に、食料、生活用品等の分散備蓄を進めています。



水や食料を備蓄しておきましょう

◆避難場所・避難所の指定

住民が災害から避難する場所、避難生活をする場所を提供するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定し、環境を整備しています。

種 類	機 能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害から住民の命を守る施設	公民館など（19 箇所）
指定一般避難所	住居が被災した住民が一時的滞在する施設	学校、公民館など（53 箇所）
指定福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時的滞在する施設 （地域福祉避難所、拠点福祉避難所）	公民館、保健センターなど（18 箇所）
民間福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時的滞在する施設 （災害協定に基づき開設）	高齢者・障害者施設など（20 箇所）

◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の促進

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある社会福祉施設等に対し、施設を利用する高齢者、障害者等が災害時に円滑に避難できるよう、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を促進しています。

◆避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成

要介護高齢者、障害者等で自ら避難することが困難な方々のため「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と共有します。また、要支援者ごとの避難支援の実施方法を定めた「個別避難計画」の作成を進め、避難支援体制の充実を図ります。

◆耐震化の促進

那須塩原市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化率を令和7年度までに95%とする目標を定め、耐震化を促進しています。また、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断費用や耐震改修工事費用の一部を助成します。

◆防災訓練の推進

多くの関係者が参加する総合訓練、職員等が参加する図上訓練、地域住民や自治会等による訓練を推進し、地域防災力を向上させます。

（右写真：令和5年度 栃木県・那須塩原市総合防災訓練の様子）



4 災害応急対策（災害時の対応）

◆那須塩原市の防災体制

市内で震度6弱以上を観測した場合などに、市は災害対策本部を設置して総合的な応急対策を行います。

大規模規災害のため、市だけでは対応が困難な場合は、県、他市町村、自衛隊、災害協定を締結する団体(右表参照)等に応援協力を要請します。

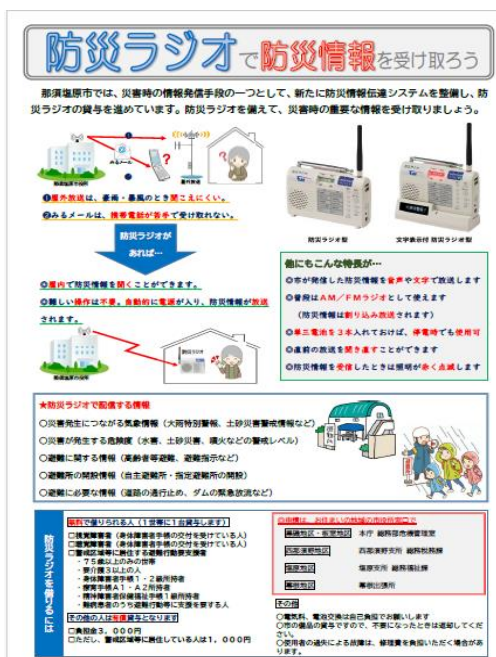
協力分野	主な災害協定団体
自治体相互応援	県内全市町、ひたちなか市、新座市、足立区、白河市 ほか
救援物資の提供、輸送等	商工会、温泉旅館組合、生活協同組合、タクシー協議会、トラック協会、日本郵便 ほか
応急復旧	建設業協会、管工事業協同組合、電設業協会、建設労働組合 ほか

◆情報伝達

災害時には、防災ラジオ、メール配信サービス「みるメール」、市公式ライン、緊急速報メール、とちぎテレビ、栃木放送等を活用して、避難情報や生活支援情報を発信します。

市では、災害時の情報発信手段の一つとして、防災情報伝達システムを整備し、防災ラジオの貸与を進めています。(右図参照)

メール配信サービス「みるメール」や市公式ラインを受け取ることが困難な方は、市防災担当窓口で手続きができます。



◆医療救護

多数の負傷者が発生した場合等は、病院や消防署に救護所を設置し、医師会等の協力を得て編成した医療救護班が救護所で負傷者の応急処置等を行います。また、重症者は、災害拠点病院（那須赤十字病院）に搬送します。

◆避難情報の発令

災害から住民の命を守るため、市では防災気象情報等を活用して次の3種類の避難情報を発令します。

避難情報	主な発令基準	状況・とるべき避難行動
緊急安全確保 (警戒レベル5)	■キキクルが「災害切迫(黒)」 ■河川の氾濫、土砂災害が発生	災害発生又は切迫！ ■命の危険、直ちに安全確保
避難指示 (警戒レベル4)	■キキクルが「危険(紫)」 ■河川水位が氾濫危険水位	災害のおそれ高い！ ■危険な場所から全員避難
高齢者等避難 (警戒レベル3)	■キキクルが「警戒(赤)」 ■河川水位が避難判断水位	災害のおそれあり！ ■危険な場所から高齢者等は避難

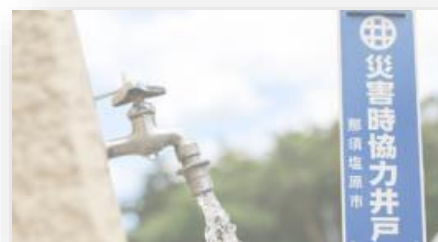
◆避難所の開設・運営

市では、避難情報の発令時などに避難所を開設し、ペット同行避難者、高齢者・障害者等の要配慮者、男女のニーズの違い等に配慮して運営します。また、避難生活が長期化する場合は、避難者、自治会、自主防災組織等が参画する避難所運営委員会を組織し、避難者等による自主運営を促進します。

◆給水

断水したときは、断水地区の医療施設等を優先して給水するほか、各避難所に給水所を設置して給水車で運搬します。

また、災害が長期化した場合は、市の災害用井戸、民間のご協力で登録されている災害時協力井戸（右写真参照）を活用して生活用水を確保します。



◆救援物資等の配給

家庭や市で備蓄している飲食料、生活物資等が底をつく場合は、県や災害協定団体等から調達し、避難所等で避難所や在宅の避難者等に配給します。

(右写真：令和6年能登半島地震での被災地への給水・物資支援の様子)



◆トイレ・災害廃棄物処理対策

断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えない場合は、避難所等に簡易トイレ（災害用備蓄トイレ）や仮設トイレを設置します。

倒壊家屋等のがれきや破損した家財等が大量に発生し、廃棄物処理施設の処理能力を大きく上回る場合は、がれき等を仮置きする場所を確保して受け入れを行います。



◆交通規制

市内の高速道路、国道、県道などは緊急輸送道路に指定されています。消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、緊急輸送道路は一般車両の通行制限や放置車両の移動を行うことがあります。

◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等は余震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。

二次災害を防ぐため、大規模災害では建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカー（右図参照）を表示します。



◆罹災証明・被害申出証明

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、市税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、市は住家の被害状況を調査して被害程度を判定し、罹災証明書を交付します。

また、非住家、工作物（塀、物置、カーポートなど）の被害については、被害申出証明書を発行します。

◆応急住宅の提供等

大規模な災害時には、公営住宅の活用や、民間賃貸住宅の借り上げなどにより、住宅を失った被災者に応急住宅を提供します。賃貸型住宅が不足する場合は、必要に応じて仮設住宅を建設します。また、半壊等の住宅の応急修理等を支援します。

◆災害ボランティアセンターの開設

大規模な災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの募集、ボランティアニーズの受付、ボランティアとニーズのマッチング等を行います。

(右写真：平成10年那須水害での災害ボランティア活動の様子)



5 災害復旧・復興対策（災害からの回復）

被災者の一日も早い生活再建のため、支援金の支給、資金の貸付、雇用の確保、税金や公共料金の特例措置等を行います。また、被災した中小企業者、農林漁業者等に、復旧に必要な資金の融資等を行います。

また、被災した公共施設やインフラ施設等を速やかに復旧するため、国の財政支援を受けて災害復旧事業を実施します。さらに、大規模災害の場合は、関係機関・団体、市民等との合意形成の下、復旧・復興の基本方針を定めて復興計画を策定し、復興事業を推進します。